

野々市市では、旧北国街道沿いに一定の“修景基準”を設けることにより、歴史的な街並みの保全を目指します。（令和4年10月1日から施行）

本町通り（旧北国街道）沿いで 建築物等の現状変更行為※を行う際には 届出をお願いします

※現状変更行為の内容について

建築物等（付属する門、塀等の工作物を含む）	新築、増築、除去、外観を変更することとなる修繕、模様替又は色彩、材質の変更
広告物・看板等	新設、増設、移動、掲示内容の変更等
樹木等	歴史的街並みを保全するエリアの景観に影響を与える樹木の伐採等

手続きの流れ

建築主から
市(文化財担当)へ

担当が選別

市(文化財担当)と
保存に向けた
協議・支援

歴史的
建築物

現状変更
協議書

計画段階

現代風
建築物

建築主から
市(建築担当)へ

建築計画
申出書

図面
色彩等)

実施段階

街並みの保全

修景基準への適合

※修景基準の詳細については
裏面参照

現代風建築物の修景基準について

対象エリア

対象路線に接する敷地



外壁（建築物）

- ・主要な外壁は、**黒色や茶色を基調**とするなど派手な色彩の使用はしない。
- ・塀やフェンスは、**黒色や茶色を基調**とするなど派手な色彩の使用はしない。

【維持】街並みに調和した色彩を保つ。

【改善】歴史的建築物と調和する色彩に変更する。

高さ（建築物）

- ・建築物の階数は**3階以下**とする。

【維持】3階以下を維持する。

【改善】3階以下に変更する。

屋根（建築物）

- ・建築物の屋根は、瓦屋根とする場合は**黒色を基調**とし、それ以外とする場合は**黒色と同等の色彩**とする。

【維持】黒色を基調とした瓦屋根等を保つ。

【改善】黒色を基調とした瓦屋根等に変更する。

【お問い合わせ】

建築物等の修景基準について

野々市市 建築住宅課

開発住宅係 （電話）076-227-6087

歴史的建築物等の保存について

野々市市教育委員会 生涯学習課

文化財係 （電話）076-227-6122

植栽

- ・通りに面する部分は、**植栽等により緑化**に努める。

【維持】通りに面した部分の植栽を保つ。

【改善】通りに面した部分に植栽を設置する。

屋外広告物

- ・屋外広告物を掲げる場合は、**歴史的建築物の外壁面と調和する色彩**とする。

【維持】街並みに調和した色彩を保つ。

【改善】街並みに調和する色彩に変更する。

